

環境教育

健全で恵み豊かな環境を維持することは、人間が健康で文化的な生活を確保していく上で欠くことができないものである。しかし、今日、地球上には環境破壊につながる様々な問題が生じている。その解決に向けて、環境負荷を最小限にとどめることを真摯に考えることが求められている。また、資源の循環を図りながら地球生態系を維持できるよう、一人一人が環境保全に主体的に取り組むようになること、そして、それを支える社会・経済の仕組みを整えることにより、持続可能な社会を構築することが求められている。このような状況の下、環境教育の重要性は、ますます高まっている。

環境教育のねらいは、持続可能な社会づくりに貢献する人材の育成である。持続可能な社会は、環境だけでなく社会的公正や経済など幅広い領域と関係している。

このことから、環境教育を「持続可能な開発のための教育」(ESD)の一部と捉え、環境教育を多くの分野の教育と積極的に結び付けて取り組む必要がある。

1 環境教育とは

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」には、環境教育について次のように定義されている。

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習

2 学校における環境教育

環境教育は、目の前に存在し現象として見えているリアルな環境を対象とした教育であり、子供の生活や行動に直結する教育といえる。環境保全のためにどのような生活様式を採り、どのような行動を採るべきかなどについてよく考えて行動することや、自ら責任ある行動を取り、協力して問題を解決していくことなどができることが大切である。さらに、日々の生活における働き掛けだけでなく、持続可能な社会の構築に向けて、将来、よりよい環境を創造するための働き掛けをすることができる実践力を培うことにつなげていくことも重要なことである。

今後、子供が環境についての理解を深め、環境を大切に、環境の保全に配慮した行動が取れるようにするため、学校の教育活動全体を通して環境に関する内容の充実を図ることが必要である。

環境教育に関する国際的な動向や学習指導要領の理念等を踏まえ、学校における環境教育の大きなねらいは、次のように整理できると考えられる。

① 環境に対する豊かな感受性の育成

自分自身を取り巻く全ての環境に関する事物・現象に対して、興味・関心をもち、意欲的に関わり、環境に対する豊かな感受性をもつことができる。

② 環境に関する見方や考え方の育成

身近な環境や様々な自然、社会の事物・現象の中から自ら問題を見つけて解決していく問題解決の能力と、その過程を通して獲得することができる知識や技能を身に付けることによって、環境に関する見方や考え方を育むようにする。

③ 環境に働きかける実践力の育成

持続可能な社会の構築に向けて、自ら責任ある行動を取り、協力して問題を解決していく実践力を培うようにする。

3 学校における環境教育の推進

環境教育を推進するに当たっては、校種間で確かな連携を図りながら、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等、各学校段階でのねらいを踏まえつつ、子供の発達や実態を踏まえて指導計画を適切に作成し、指導を展開する必要がある。

指導計画の作成に当たっては、子供が身近な自然や社会、人々と意欲的に関わる多様な活動や体験を重視した指導を展開することが重要である。このような活動や体験を中心にして、問題解決の見通しを明確に意識させるとともに、多様な学習形態を取り入れ、子供が主体的に調べたり話し合ったりする学習を行うなど、一人一人が問題解決を行うことができるよう指導内容・方法等について十分検討することが大切である。

各学校における環境教育の年間指導計画の作成に当たっては、次の点に留意することが大切である。

- 各教科等の目標やねらいを踏まえ、学年ごとに各教科等と環境教育との関連を明らかにし、各教科等の横断的な教育課程を設定する。
- 「環境教育を通して身に付けさせたい能力や態度」及び「環境を捉える視点」を具体的に記載する。
- 発達や学年の段階に応じた体験的な活動や問題解決的な学習を効果的に設定する。
- 地域の環境の特色を生かしたり、環境に関わる学習対象の重点化を図ったりする。
- 家庭や地域社会と積極的に連携し、学校で学んだことを家庭や地域での生活に生かす場面を設定する。

環境教育指導資料[中学校編]より抜粋

環境教育を通して育成したい能力や態度として、例えば、右のようなものが考えられる。

これらの能力や態度は環境教育のみならず、いずれの教科等においても育成することが重視されているものである。学校において環境教育を進めるときには、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間の目標やねらい及び内容と環境教育のねらいや内容とを関連させて取り組むことが大切である。

【身に付けさせたい能力や態度（例）】

- ・ 環境を感受する能力
- ・ 環境に興味・関心をもち、自ら関わろうとする態度
- ・ 問題を捉え、その解決の構想を立てる能力
- ・ データや事実、調査結果を整理し、解釈する能力
- ・ 情報を活用する能力
- ・ 批判的に考え、改善する能力
- ・ 合意を形成しようとする態度
- ・ 公正に判断しようとする態度
- ・ 自ら進んで環境の保護・保全に寄与しようとする態度

4 放射線に関する教育

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（マグニチュード 9）によって原子力発電所で事故が起こり、放射性物質（ヨウ素、セシウムなど）が大気中や海中に放出された。このことに関して、教育現場においても放射線への関心が高まるとともに、放射線による人体への影響などについての不安を抱いている人が多いことが懸念されたことから、同年 10 月、文部科学省は「放射線等に関する副読本」を発行した。さらに、平成 26 年 3 月に、先の副読本の内容を見直した「放射線副読本」を発行した。各学校においては、「放射線副読本」を指導の一助として、放射線や放射能、放射性物質に関する正しい知識について指導することが必要である。